

広島県に質問のあった事項について、Q&Aを作成しましたので、参考としてください。

なお、広島県が指定権者となっていない政令市、中核市所管の事業所には適用されませんので、ご承知おきください。

※あくまでも現時点での回答です。後日、国通知や国Q&Aで変更される可能性があります。

質問No.	分野	サービス種別	質問	回答
1	(1) 基本報酬	(1) 児童発達支援	令和6年4月1日付障害福祉サービス費等の報酬改定における、児童発達支援給付費について基本サービス区分の区分が「区分1(30分以上1時間30分以下)」、「区分2(1時間30分超3時間30分以下)」、「区分3(3時間超5時間以下)」と3区分に分かれたが、5時間以上サービスを提供する場合も「区分3」の時間区分で基本報酬を請求する取り扱いになるのか。	お見込みのとおり。 なお、個別支援計画に定める標準的な発達支援時間が5時間としており、かつ、その発達支援時間に加えて別途延長支援時間を個別支援計画にあらかじめ定めている障害児は、延長支援加算を算定できる。
2	(3) 専門的支援体制・実施加算	(1) 児童発達支援	専門職(心理士)が専門的支援を実施する場合の具体的な項目・内容はどのようなものが対象となるか。 例) PECSなどコミュニケーションのスキル向上のプログラム、SSTなど社会性の向上に繋がるプログラムは対象となるか。	具体的な項目等は明記されていないが、留意事項通知に記載の要件は満たす必要がある。 【留意事項通知第2の2(1)②】 ○ 理学療法士等が障害児ごとの通所支援計画を踏まえて、その有する専門性に基づく評価及び当該通所支援計画に則った支援であって5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画(以下「専門的支援実施計画」という。)を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。 ○ 個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団(5名程度まで)による実施又は指定通所基準の規定により配置するべき従業者を配置して小集団の組み合わせによる実施も可能。 ○ 専門的支援の提供時間は同日における当該障害児に対する支援時間の全てとする必要はないが、少なくとも30分以上を確保すること。
3	(4) 延長支援加算	(1) 児童発達支援	現在、営業時間を17:30までとしているところ(授業の終了後の場合であり、運営規程に定める営業時間は8時間以上)、保護者の就労等の理由で、預かりが必要な利用者に対して18:30まで延長して対応し、延長支援加算を取得している。(サービス提供時間は15:30~17:30) 令和6年4月1日以降の延長支援加算では、18:30まで延長して対応した場合でも、サービス提供時間が3時間を超えないため、延長支援加算は取得できない、ということか。 また、延長支援加算を算定する場合の人員基準は通常の配置要件が適用されるのか。	留意事項通知において、「放課後等デイサービスで学校休業日以外の日にサービス提供を行う場合は、通所支援計画に定める標準的な発達支援時間を3時間としており、かつ、その発達支援時間に加えて別途延長支援時間を通所支援計画にあらかじめ位置づけている障害児について、延長支援を行った場合に、算定できる。」と規定されている。 通常、通所支援計画に定める標準的な発達支援時間は、サービス提供時間内で定めるものであるため、15:30~17:30のサービス提供時間では、3時間に達しておらず、延長支援加算は算定できない。 なお、延長支援時間における人員配置については、障害児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者(1人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者(児童発達支援管理責任者を含む。))を配置すること。障害児の数が10人を超える場合の職員の数については、2人に、障害児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者を配置すること。
4	(1) 基本報酬	(2) 放課後等デイサービス	現在平日のサービス提供時間が16時15分~17時30分となっているが、お子さんが14時に帰ってこられて、ご家庭の都合で、15時、16時などに帰られる場合がある。 その場合は算定時間数はどう記入すればよいか。 また提供実績記録票の開始時間、終了時間はどのように記入すればよいか。	個別支援計画に定めた当該児童の支援予定時間(=計画時間)を16:15~17:30と設定しているとして回答します。 障害児の都合により、実際の支援時間が①14:00~15:00(短くなる)となる場合と②14:00~16:00(長くなる)となる場合には、どちらも障害児都合による変更であるため、計画時間による時間区分1(30分以上1時間30分未満)で算定となります。 (①②どちらもサービス提供時間外だが報酬算定できます。) ただし、サービス提供時間外と設定している時間においても、支援時間中は基準人員等を満たしておく必要があります。 提供実績記録には、実際の提供時間を記載し、算定時間数には基本報酬の対象となる計画時間数を記載してください。 (サービス提供時間外に支援の実施が恒常的となっているのであれば、サービス提供時間の見直しも必要です。)
5	(1) 基本報酬	(1) 児童発達支援	個別支援計画書は独自の様式で作成している。5領域は様式の中に入っているが、こども家庭庁が提示されているものでなければいけないか。 時間区分は個別支援計画書とは別で作成しなければいけないか。	記載が必要な事項が含まれていれば、独自様式でも問題はありません。 時間区分は国が示している様式を用い、個別支援計画に含んでもよいし、別紙として作成してもよいです。

6	(1) 基本報酬	(1) 児童発達支援	<p>時間区分が1～3までであるが、当事業所は8：30～15：00がサービス提供時間になっており5時間以上になる。どのような取り扱えばよいのか。</p>	<p>サービス提供時間を変更する必要はありません。サービス提供時間内の5時間を計画時間と設定し、その前後の時間を延長支援時間として設定することができます。</p>
7	(4) 延長支援加算	(2) 放課後等デイサービス	<p>①送迎はサービス提供時間に含まれないということであるが、放課後等デイサービスの個別支援計画に定める計画時間は、送迎支援を利用している利用児の場合、児童が乗った送迎車が弊事業所へ到着する時間を開始時刻として記入するのか。利用児の学年により学校終了時間が異なることや、送迎ルートによって到着時刻が異なること等を考慮して個別に設定する必要があるのか。</p> <p>②「個別支援計画に定めた計画時間により算定することを基本にする」とあるが、仮に学校休業日に10：30から16：00までの計画時間だとして、利用者の都合により、実際の実利用時間が13：30から16：00までのサービス提供となった場合の算定区分は何に該当するのか。</p> <p>③③において、実利用時間ではなく、個別支援計画に定めた計画時間により算定する場合、実績票及び業務日誌などの支援記録へはどのように記入すべきか。区分3で請求するには実績票には実際に来た時刻ではないものを記入することとなるが、それでよいのか。実利用時間はどこに記録を残すのか。</p>	<p>①児童は乗った送迎車が事業所へ到着する時間ではなく、当該児童に支援を始めた時間が開始時刻である。その他は、お見込みのとおりです。</p> <p>②5時間を超える計画時間は想定されませんが、超える場合は延長支援として計画することも可能です。</p> <p>仮に計画時間を11：00～16：00（5時間）とし、実際の実利用時間が利用者都合により13：30～16：00（2時間30分）となった場合は時間区分3で算定できます。</p> <p>③開始時間（実績）、終了時間（実績）及び算定時間数を実績記録票に記録してください。</p> <p>利用者都合により支援時間が計画と異なる場合、算定時間数においては計画時間を記載することになります。</p> <p>実際の支援時間について、サービス提供記録に残すよう示されている。</p> <p>計画時間と実績時間が乖離する場合の理由については、記録を残すこととはなってはいませんが、乖離理由によって算定できる区分が異なることから、支援記録等へ短くなった理由を残すべきと考えます。</p>
8	(3) 専門的支援体制・実施加算	(2) 放課後等デイサービス	<p>対象該当児の支援時間が17時～18時の場合に専門的支援実施加算を取得したい。</p> <p>Q&Aにて専門的支援実施加算は30分以上の時間確保する事とあるが、</p> <p>17時～18時なので（30分以上1時間30分未満）+専門的支援実施加算の2つ可能か。</p> <p>もしも、算定不可能な場合は支援時間を17時～18時10分に延長すれば可能か。</p>	<p>17時～18時の1時間の支援のうち、専門的支援実施加算の要件に即した支援を30分以上行う場合は、基本報酬区分1（30分以上1時間30分以下）+当該加算も算定できる。</p> <p>【根拠】</p> <p>○ 留意事項通知第2の2（1）②（四）イにおいて、「専門的支援の提供時間は同日における当該障害児に対する支援時間の全とすることを必要はないが、少なくとも30分以上を確保すること。」と規定されており、支援時間のすべてが専門的支援の提供時間出ありうることを想定しているから。</p>
9	(1) 基本報酬	(1) 児童発達支援	<p>令和6年4月1日付障害福祉サービス費等の報酬改定における、児童発達支援給付費について基本サービス区分の区分が「区分1（30分以上1時間30分以下）」、「区分2（1時間30分超3時間30分以下）」、「区分3（3時間超5時間以下）」と3区分に別れたが、5時間以上サービスを提供する場合も「区分3」の基本サービス費で請求する取り扱いになるのか。</p> <p>また、当施設対象サービスの具体的状況については下記のとおりである。</p> <p>【サービス】 児童発達支援(児童発達支援センター)</p> <p>【定員】 10人</p> <p>【営業時間】 9：00～17：00(8時間)</p> <p>⇒「医療的ケア児以外(3点未満)」の児童に8時間サービスを提供する場合</p> <p>「区分3(3時間超5時間以下)」1,184単位の請求を行う。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>なお、個別支援計画に定める標準的な発達支援時間が5時間としており、かつ、その発達支援時間に加えて別途延長支援時間を個別支援計画にあらかじめ定めている障害児は、延長支援加算を算定できます。</p>
10	(1) 基本報酬	(2) 放課後等デイサービス	<p>下記のような場合にはどのような記載になるかを確認したい。</p> <p>【例】</p> <p>計画時間：10:00～15:00</p> <p>サービス提供時間：同上</p> <p>時間区分：3</p> <p>来所時間：10:55（利用者都合）</p> <p>帰所時間：12:00（利用者都合）</p> <p>(質問1)</p> <p>算定時間：5（利用者都合のため計画時間に従う）</p> <p>時間区分：3（利用者都合のため）</p> <p>例のようにサービス提供時間が約1時間となり、利用者都合で支援時間が短くなった場合であっても、基本報酬の時間区分3（3時間以上5時間以下）で算定するのではなく、より低い時間区分で算定する必要があるのではないか。</p> <p>(質問2)</p> <p>上記の場合、サービス提供時間が短くなったとしても、延長支援加算を算定できるか。</p>	<p>(質問1)</p> <p>利用者都合で個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際に支援に要した時間が短くなった場合は、たとえ質問の例による場合でも、個別支援計画において定めた提供時間が該当する時間区分で算定してください。</p> <p>実績記録票には実際に支援を開始した時間及び終了した時間を記載することとなるが、算定した時間区分との乖離が生じるため、利用者都合で支援時間が短くなった場合には、その理由を記録してください。</p> <p>(質問2)</p> <p>障害児ごとの通所支援計画に定める標準的な発達支援時間が5時間としており、かつ、その発達支援時間に加えて別途延長支援時間を通所支援計画にあらかじめ位置づけている障害児について、発達支援を行う前後の時間帯において、延長支援を行った場合は算定可能です。</p>

11	(1) 基本報酬	(2) 放課後等デイサービス	<p>・保育所等訪問支援では、訪問日時が固定ではないケースがあるが、支援の提供時間はどのように個別支援計画に記載するとよいか。『利用開始時間 時分～終了時間時分（時間分）（状況によって変更の可能性有）』と記載すると良いのか。訪問支援を実施する予定の『曜日』まで記載した方が良いのか。指定の様式等はあるのか。家族支援加算、関係機関連携加算等についても、支援の提供時間を個別支援計画に記載する必要があるのか。</p>	<p>お見込みのとおり、利用時間を記載してください。曜日についても、支援の提供時間を定めるために必要であるため、記載してください。</p> <p>家族支援加算及び関係機関連携加算を算定するために、個別支援計画に支援時間を記載しておく必要はありません。ただし、家族支援加算については、個別支援計画に位置づけた上で、計画的に、実施してください。</p>
12	(5) その他加算	(3) 保育所等訪問支援	<p>①訪問支援員・児童発達支援管理責任者が居宅訪問または個別（事業所等対面またはオンライン）・グループ（事業所等対面またはオンライン）で家族等から利用者（児童等）の兄弟に関する相談を受け、解決のためのサポートや、支援ツールの提供を行う等、家族、家庭との連携や必要な支援、相談援助等を行った場合、家族支援加算の加算が算定可能か。</p> <p>②訪問支援のフィードバックのみを家族に居宅訪問、事業所等で対面またはオンラインで行った場合、（家族支援加算）の加算が算定可能か。</p> <p>③訪問支援のフィードバックに合わせて、家族等から利用者（児童等）や兄弟の近況を伺ったり相談を受け解決のためのサポートや、支援ツールの提供を行う等、家族、家庭との連携や必要な支援、相談援助等を行った場合、（家族支援加算）の加算が算定可能か。</p> <p>④利用者（児童等）や兄弟に関する家族からの相談に適切に応じる為に、居宅訪問、個別またはグループで事業所や相談室等の場面で対面で利用者（児童）や兄弟の状態把握（本人へのアセスメントや本人への直接的な関わり）を行い、それを基に家族に対して解決のためのサポートや、支援ツールの提供を行う等、家族、家庭との連携や必要な支援、相談援助等を行った場合、家族支援加算の加算が算定可能か。</p>	<p>①③④算定可能です。ただし、通所支援計画に位置づけた上で実施することや、相談援助の時間が30分以上である等についても算定要件になっているため、要件を満たすよう留意事項通知を確認されたい。（2の（4）の②の3）</p> <p>②保育所訪問支援は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう。当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境等に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。</p> <p>支援内容に関するフィードバックと家族支援加算の相談内容（家族等に対する相談援助）は異なるものであるから、当然、保育所等訪問支援のフィードバックを行ったからといって、家庭支援加算を算定できるものではありません。</p>
13	(5) その他加算	(3) 保育所等訪問支援	<p>①関係機関のみと、個別支援計画の作成や情報連携、その他会議、連携等を行った場合、関係機関連携加算の加算が算定可能か。</p> <p>②訪問先施設のみと、通常の訪問支援とは別（日）に個別支援計画の作成や情報連携、その他会議、連携等を行った場合、関係機関連携加算の加算が算定可能か。</p> <p>③利用者（児童等）が所属する児童発達支援センターおよび事業所、放課後等デイサービス等は関係機関に含まれるのか。含まれる場合、これらの場所を訪問支援員・児童発達支援管理責任者が訪問し、利用者（児童等）の様子を観察した後、職員と個別支援計画の作成や情報連携、その他会議、連携等を行った場合、関係機関連携加算の加算が算定可能か。</p>	<p>①関係機関のみでは不可。訪問先施設に加え、関係機関との連携が必要です。</p> <p>②訪問先のみとの連携等だけでは加算できません。</p> <p>③他の児発・放デイの事業所を想定して回答します。</p> <p>保育所・学校等の訪問先施設及び関係機関等に加えて、必要と判断するのであれば、他の障害児通所支援事業所を関係機関に含めることはできます。しかし、通常、運営基準において、他の障害児通所支援事業所との連携は必須となっています。そのため、他の障害児通所支援事業所のみを関係機関とし、加算算定することはできません。</p>
14	(1) 基本報酬	(3) 保育所等訪問支援	<p>①保育所等訪問支援においても、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、児童発達支援管理責任者がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努める」とよいか。</p> <p>②利用者が未就学児の場合等、本人の意思に反する異性介助がなされないよう本人の意向を把握することが難しい場合、保護者を主とする代理の者に意向の確認を行うとよいか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②お見込みのとおりです。</p>
15	(3) 専門的支援体制・実施加算	(2) 放課後等デイサービス	<p>専門的支援実施加算を取得する場合、その支援実施者は専門的支援体制加算に該当する加配職員のみか。</p> <p>専門的支援実施加算を取得する要件に該当する資格（理学療法士等）がある人員配置基準上の職員並びに児発管等が、専門的支援を行った場合に算定可能か。</p>	<p>専門的支援体制加算により加配した職員が、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合に限り、専門的支援実施加算が算定できるものではありません。専門的支援体制加算により配置した職員以外の理学療法士等が実施した場合でも、算定は可能です。</p> <p>専門的支援体制加算と専門的支援実施加算の職員の資格要件である理学療法士等の基準は同じであるため、専門的支援体制加算を算定している場合は、その加配職員が、専門的支援実施加算の配置職員になると想定されます。</p> <p>基準人員や管理者（理学療法士等を兼務している場合に限る）が職員の資格要件（理学療法士等）を満たす場合には、算定可能です。しかし、児発管は他の職種と兼務ができないため、たとえ理学療法士等の資格保有者であっても、加算対象とはなりません。</p>
16	(4) 延長支援加算	(2) 放課後等デイサービス	<p>延長支援加算について個別支援計画の予定通りその時間のスタッフを配置していたが、家庭都合で急遽利用しなくなった場合、30分以上～1時間未満での加算対応になるのか</p> <p>（欠席の場合欠席対応加算があるが、延長時間を欠席した場合の加算はあるのか）</p>	<p>利用がないため、延長支援加算は算定できない。</p> <p>延長支援実施がないが、通常の支援の実施</p> <p>→基本報酬のみ算定可能</p> <p>延長支援実施がない、かつ、通常の支援実施もない</p> <p>→基本報酬、延長支援加算どちらも算定不可（要件を満たす場合は、欠席時対応加算が算定可能）</p>

17	(3) 専門的支援体制・実施加算	(1) 児童発達支援	<p>①理学療法士が作成した専門的支援計画をもとに専門的支援加算の要件に当たらない職員が支援を実施した場合は算定が可能でしょうか？</p> <p>②理学療法士が作成した専門的支援計画をもとに非常勤の専門職（保育所での実務経験が5年以上ある保育士）が支援を実施した場合は算定が可能でしょうか？</p> <p>③専門的支援計画を作成した専門職と同じ職域の職員による実施でないと算定できないのでしょうか？（例えば、理学療法士が作成した計画を言語聴覚士が実施する場合）</p>	<p>①留意事項通知（平成24年3月30日障月0330第16号）第2の2（1）⑩において、「理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。）を1以上配置し、当該理学療法士等が障害児ごとの通所支援計画を踏まえて、その有する専門性に基づく評価及び当該通所支援計画に則った支援であって5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。」と記載があるため、理学療法士等以外の職員が支援を行った場合、算定は不可。</p> <p>②「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要」（令和6年4月1日付）でも家庭庁障害児支援課において、理学療法士等の配置について、「常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可」と記載があるため、非常勤の理学療法士等が支援を行ったとしても、算定は可能。</p> <p>③専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うことができる場合は、当該計画を作成した理学療法士等以外の理学療法士等が支援を行った場合でも、算定は可能。</p>
18	(5) その他加算	(2) 放課後等デイサービス	<p>自立サポート加算について</p> <p>【主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立サポート計画に基づき、～ 児童が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。その際、必要に応じて地域の商工会や企業等と連携すること。とありますが、進学を希望する児童についての支援は該当しますか。取組む事項は次の通りです。 （主な取組） ・児童が在籍する学校との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成・見直し、支援の実施において必要な連携を図る。 ・進路の選択に資する情報として、進学情報サイトの利用の仕方、オープンキャンパス等への参加申込の支援を通じて情報提供している。また、利用後、参加後は個別に保護者の意向も聞き取りながら、次のステップへの支援を行っている。 	<p>自立サポート加算は、①進路を選択する時期にある障害児（高校2年生及び3年生）に対して、②学校卒業後の生活を見据えて、学校等と連携しながら、③相談援助や体験等の支援を計画的に支援した場合に算定できます。</p> <p>貴事業所が、②児童が在籍する学校との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成・見直し、支援の実施において必要な連携を図り、③進路の選択に資する情報として、進学情報サイトの利用の仕方、オープンキャンパス等への参加申込の支援を通じて情報提供を、①高校2年生及び3年生に対し、行っているのであれば、算定できます。</p>
19	(2) 児童指導員等加配加算	(6) 多機能	<p>児童指導員等加配加算において、常勤専従は職種による常勤専従になるのかそれとも各事業所に常勤で専従していただければいいのか。例えば常勤の看護職員兼保育士や管理者兼児童指導員の職員で児童指導員加配加算を算定する場合、常勤換算での算定になるのか。</p>	<p>児童指導員等加配加算については、基本人員（専門的支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置し、支援を行った場合に算定するものであるため、職種による常勤専従になります。</p> <p>また、児童指導員等が管理者又は看護職員を兼務している場合には、児童指導員等の勤務時間と兼務している職種の勤務時間を明確に分けている場合には、児童指導員等の勤務時間を常勤換算により算定することは可能です。</p>
20	(5) その他加算	(1) 児童発達支援	<p>【家族支援加算Ⅱについて】</p> <p>1 グループにて相談援助を行う場合に人数制限はあるのか？</p> <p>2 ある場合、何人まで大丈夫なのか、それは家族数と考えてよいのか？</p> <p>【子育てサポート加算について】</p> <p>3 また、子育てサポート加算において、保護者参観日を加算対象にしたい場合、家族支援加算Ⅱと同様に、人数制限はあるのか？</p>	<p>【1、2について】</p> <p>2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。（留意事項通知：2の（1）の⑤）</p> <p>【3について】</p> <p>従業者1人があわせて行う相談援助は、最大5世帯程度。</p> <p>複数の障害児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、それぞれの障害児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保すること。（留意事項通知：2の（1）の⑥）</p>